



# 山形県公報

平成21年5月29日(金)  
第2046号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託..... (子ども家庭課) ...660
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (村山総合支庁福祉企画課) ... 同
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... ( 同 ) ...661
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( 同 ) ... 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ...662
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ... 同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ... 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ...663
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... ( 同 ) ... 同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定..... ( 同 ) ... 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更..... ( 同 ) ...664
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止..... ( 同 ) ... 同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退..... ( 同 ) ... 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... (地域福祉課) ... 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... ( 同 ) ...665
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... ( 同 ) ... 同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... ( 同 ) ...666
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出..... ( 同 ) ...667
- 争議行為を行う旨の通知..... (雇用労政課) ... 同
- 土地改良区の役員の退任の届出..... (最上総合支庁農村計画課) ...669
- 土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...670
- 土地改良区の定款変更の認可..... ( 同 ) ... 同
- 基本測量の実施の通知..... (管 理 課) ...671
- 同..... ( 同 ) ... 同
- 県道の供用の開始..... (村山総合支庁建設総務課) ... 同
- 二級建築士の免許の取消し..... (建築住宅課) ... 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....672

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....674

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募…………… (村山総合支庁建築課) ……675
- 同 ……………… (最上総合支庁建築課) ……679
- 平成21年度教科書展示会の開催…………… (教育委員会) ……682
- 指定管理者の募集…………… ( 同 ) …… 同
- 同 ……………… ( 同 ) ……683

告 示

山形県告示第541号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成21年 5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 株式会社ゆうちょ銀行仙台支店  
(2) 所在地 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番3号
- 3 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

山形県告示第542号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年 5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------|-------------|
| 医療法人篠田好生会<br>山形市桜町2番68号               | 篠田訪問看護ステーション<br>山形市桜町2番68号            | 居宅療養管理指導      | 平成21. 3. 31 |
| 有限会社はーと&はーとケア<br>センター<br>山形市鳥居ヶ丘14番12 | はーと&はーと訪問看護事業所<br>山形市南栄町二丁目8番11号      | 居宅療養管理指導      | 同           |
| 株式会社あすなろ<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番<br>1号-402   | あすなろ訪問看護ステーション<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番1号-103 | 居宅療養管理指導      | 同           |
| 医療法人社団松柏会<br>山形市桜町7番44号               | 至誠堂訪問サービスセンターコスモス<br>山形市桜町4番10号       | 居宅療養管理指導      | 同           |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号          | 訪問看護ステーションやまがた<br>山形市松栄一丁目5番45号       | 居宅療養管理指導      | 同           |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号          | 訪問看護ステーションべにばな<br>山形市七日町一丁目3番26号      | 居宅療養管理指導      | 同           |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号          | 訪問看護ステーション小白川<br>山形市小白川町二丁目3番31号      | 居宅療養管理指導      | 同           |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号          | 訪問看護ステーションまいづる<br>天童市南小畑二丁目2番21号      | 居宅療養管理指導      | 同           |

|                                       |                                           |          |        |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|----------|--------|
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号          | 訪問看護ステーションむらやま<br>村山市榎岡俵町20番16号           | 居宅療養管理指導 | 同      |
| 株式会社イコール<br>上山市宮脇658番地スカイタワー41 3501号室 | 訪問介護センターれんげ草<br>上山市宮脇658番地スカイタワー41 3501号室 | 訪問介護     | 同 4.23 |
| 株式会社東北福祉サービス<br>山形市田端66番地7(44-15)     | 宅老所嶋<br>山形市田端66番地5(44-16)                 | 通所介護     | 同      |

## 山形県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                     | 事業所の名称及び所在地                                 | 指定年月日      |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人まごころサービスさくらんぼ<br>寒河江市本町二丁目8番3号 | まごころサービスさくらんぼ指定居宅介護支援事業所<br>寒河江市本町二丁目8番3号   | 平成21. 3.27 |
| 株式会社イコール<br>上山市宮脇658番地スカイタワー41 3501号室   | 居宅介護支援センターれんげ草<br>上山市宮脇658番地スカイタワー41 3501号室 | 同 4.27     |

## 山形県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                           | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------|------------|
| 医療法人篠田好生会<br>山形市桜町2番68号           | 篠田訪問看護ステーション<br>山形市桜町2番68号            | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成21. 3.31 |
| 有限会社はーと&はーとケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番12 | はーと&はーと訪問看護事業所<br>山形市南栄町二丁目8番11号      | 介護予防居宅療養管理指導 | 同          |
| 株式会社あすなる<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番1号-402   | あすなる訪問看護ステーション<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番1号-103 | 介護予防居宅療養管理指導 | 同          |
| 医療法人社団松柏会<br>山形市桜町7番44号           | 至誠堂訪問サービスセンターコスモス<br>山形市桜町4番10号       | 介護予防居宅療養管理指導 | 同          |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号      | 訪問看護ステーションやまがた<br>山形市松栄一丁目5番45号       | 介護予防居宅療養管理指導 | 同          |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号      | 訪問看護ステーションべにばな<br>山形市七日町一丁目3番26号      | 介護予防居宅療養管理指導 | 同          |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号      | 訪問看護ステーション小白川<br>山形市小白川町二丁目3番31号      | 介護予防居宅療養管理指導 | 同          |
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号      | 訪問看護ステーションまいづる<br>天童市南小畑二丁目2番21号      | 介護予防居宅療養管理指導 | 同          |

|                                           |                                              |                  |        |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------|--------|
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号              | 訪問看護ステーションむらやま<br>村山市楯岡俵町20番16号              | 介護予防居宅療養<br>管理指導 | 同      |
| 株式会社イコール<br>上山市宮脇658番地スカイタ<br>ワー41 3501号室 | 訪問介護センターれんげ草<br>上山市宮脇658番地スカイタワー41<br>3501号室 | 介護予防訪問介護         | 同 4.23 |

**山形県告示第545号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 居宅サービスの<br>種類   | 廃止年月日       |
|-------------------------|-------------------------------------|-----------------|-------------|
| 村山 一彦<br>山形市寿町16番21号    | セントラルクリニックディケアセンター<br>山形市吉原三丁目10-17 | 通所リハビリテー<br>ション | 平成21. 3. 31 |

**山形県告示第546号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                             |                        | 変更年月日       |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------|-------------|
|                                            | 変 更 前                                                   | 変 更 後                  |             |
| 社会福祉法人河北町社会福祉協議会<br>西村山郡河北町谷地甲2325番地の<br>2 | 社会福祉法人河北町社会福祉協議会指定居宅介護支援事<br>業所<br>西村山郡河北町谷地字真木<br>30番地 | 西村山郡河北町谷地甲2325<br>番地の2 | 平成21. 3. 23 |

**山形県告示第547号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                     | 事業所の名称及び所在地                        | 廃止年月日       |
|-----------------------------------------|------------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人天童福祉厚生会<br>天童市大字矢野目150番地          | 明幸園中央ケアプランセンター<br>天童市東本町一丁目9番20号   | 平成21. 3. 31 |
| 株式会社ジャパンケアサービス東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー天童・居宅介護支援事業所<br>天童市東本町一丁目2番18号 | 同 4.21      |

## 山形県告示第548号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地 | 事務所の名称及び所在地                         | 介護予防サービスの種類     | 廃止年月日       |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------------|-------------|
| 村山 一彦<br>山形市寿町16番21号  | セントラルクリニックディケアセンター<br>山形市吉原三丁目10-17 | 介護予防通所リハビリテーション | 平成21. 3. 31 |

## 山形県告示第549号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害福祉サービスの種類        | 指定年月日       |
|------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------|-------------|
| 医療法人社団斗南会<br>天童市大字久野本362番地の1       | 秋野病院グループホームおあしす<br>天童市大字久野本362番地の1          | 共同生活援助             | 平成21. 3. 19 |
| 社会福祉法人輝きの会<br>山形市大字成安425番地2        | 障害者短期入所事業所いきいきの郷<br>山形市大字成安425番地2           | 短期入所               | 同 3. 31     |
| 社会福祉法人ほのぼの会<br>山形市鳥居ヶ丘26番27号       | わたしの会社<br>山形市鳥居ヶ丘26番27号                     | 生活介護<br>自立訓練（生活訓練） | 同 3. 30     |
| 特定非営利活動法人一歩・一歩の会<br>山形市深町一丁目9-14番地 | 指定障害福祉サービス事業所ハーモニイ<br>山形市深町一丁目9-14番地        | 就労継続支援B型           | 同           |
| 株式会社包徳<br>宮城県仙台市青葉区通町二丁目9番1号       | 株式会社包徳山形支店就労継続支援事業部<br>山形市十日町二丁目1番11号山西ビル3階 | 就労継続支援A型           | 同           |

## 山形県告示第550号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地                     | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                         | 指定年月日       |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------|------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人輝きの会<br>山形市大字成安425番地2 | 障害者支援施設いきいきの郷<br>山形市大字成安425番地2 | 生活介護                   | 施設入所支援<br>50名<br>生活介護<br>60名 | 平成21. 3. 31 |

**山形県告示第551号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地               |                    | 障害福祉サービスの種類       | 変更年月日       |
|----------------------------------------|---------------------------|--------------------|-------------------|-------------|
|                                        | 変 更 前                     | 変 更 後              |                   |             |
| 社会福祉法人河北町社会福祉協議会<br>西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 | 社会福祉法人河北町社会福祉協議会指定居宅介護事業所 |                    | 居 宅 介 護<br>重度訪問介護 | 平成21. 3. 23 |
|                                        | 西村山郡河北町谷地字真木30番地          | 西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 |                   |             |

**山形県告示第552号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人輝きの会<br>山形市大字成安425番地2  | いきいきの郷生活介護事業所<br>山形市大字成安425番地2    | 生 活 介 護     | 平成21. 3. 31 |
| 社会福祉法人輝きの会<br>山形市大字成安425番地2  | 障害者短期入所事業所いきいきの郷<br>山形市大字成安425番地2 | 短 期 入 所     | 同           |

**山形県告示第553号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地  | 施設の名称及び所在地                             | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 辞退の効力発生年月日  |
|------------------------------|----------------------------------------|------------------------|-------------|
| 社会福祉法人輝きの会<br>山形市大字成安425番地2  | 身体障害者療護施設いきいきの郷<br>山形市大字成安425番地2       |                        | 平成21. 3. 31 |
| 社会福祉法人ほのぼの会<br>山形市鳥居ヶ丘26番27号 | 知的障害者更生施設（通所）「わたしの会社」<br>山形市鳥居ヶ丘26番27号 |                        | 同           |

**山形県告示第554号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地                    | 指定年月日       |
|------------------|-------------------------------|-------------|
| 佐藤歯科医院           | 西村山郡河北町谷地甲198                 | 平成21. 3. 26 |
| 村田内科医院           | 山形市十日町四丁目7番23号<br>メディカルプラザ十日町 | 同 4. 1      |
| 医療法人 外科内科渡邊クリニック | 酒田市亀ヶ崎三丁目2番1号                 | 同           |
| 大沼歯科医院           | 山形市長町二丁目4番12号                 | 同           |
| 泉歯科診療所           | 酒田市東泉町二丁目17番30号               | 同           |
| にとうべ歯科医院         | 東根市中央二丁目18番22号                | 同 4. 9      |
| さくらこころのクリニック     | 酒田市字山田32番地の1                  | 同 5. 8      |

## 山形県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|-------------|-----------------|-------------|
| 立花産婦人科医院    | 山形市桜田西二丁目7番1号   | 平成21. 2. 28 |
| カトウ薬局       | 鶴岡市山王町10番47号    | 同 3. 12     |
| 小姓町クリニック    | 山形市小姓町7番15号     | 同 3. 13     |
| 佐藤歯科医院      | 西村山郡河北町谷地甲198   | 同 3. 25     |
| 外科内科渡邊クリニック | 酒田市亀ヶ崎三丁目2番1号   | 同 3. 31     |
| 大沼歯科医院      | 山形市長町二丁目4番12号   | 同           |
| 泉歯科診療所      | 酒田市東泉町二丁目17番30号 | 同           |
| 森国眼科診療所     | 鶴岡市大山二丁目24番2号   | 同           |

## 山形県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

| 指定介護機関の名称                                         | 施設又は実施する事業の種類                                         | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日       |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------|-------------|
| 多機能型介護ステーションぬくもり                                  | 居宅介護支援事業                                              | 酒田市泉町9番19号         | 平成21. 3. 27 |
| 泉 歯 科 診 療 所                                       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                              | 酒田市東泉町二丁目17番30号    | 同 4. 1      |
| 認知症対応型通所介護・介護<br>予防認知症対応型通所介護<br>デイサービスセンター ふきのとう | 認知症対応型通所<br>介護<br>介護予防認知症対応型通所介護                      | 新庄市大字鳥越字駒場4519番2   | 同           |
| 地域包括支援センターつくし                                     | 介 護 予 防 支 援                                           | 鶴岡市本町一丁目6番7号       | 同           |
| 鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センター                              | 介 護 予 防 支 援                                           | 鶴岡市西新斎町14番26号      | 同           |
| 河北町地域包括支援センター                                     | 介 護 予 防 支 援                                           | 西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 | 同           |
| フランスベッド株式会社メディカル山形営業所                             | 福 祉 用 具 貸 与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市上町二丁目4番16号      | 同           |
| フランスベッド株式会社山形居宅介護支援事業所                            | 居 宅 介 護 支 援                                           | 山形市上町二丁目4番16号      | 同           |
| 介護予防センターさくら松山                                     | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                                   | 酒田市字山田32番地2号       | 同 4. 21     |

## 山形県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年 5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                       | 施設又は実施する事業の種類                                         | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日       |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------|-------------|
| 河北町地域包括支援センター                   | 介 護 予 防 支 援                                           | 西村山郡河北町谷地戊81番地 | 平成21. 3. 31 |
| フランスベッドメディカルサービス株式会社山形営業所       | 福 祉 用 具 貸 与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市上町二丁目4番16号  | 同           |
| フランスベッドメディカルサービス株式会社山形居宅介護支援事業所 | 居 宅 介 護 支 援                                           | 山形市上町二丁目4番16号  | 同           |



**山形県告示第558号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
社会福祉法人河北町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所  
西村山郡河北町谷地甲2325番地の2
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地       |                    | 変更年月日       |
|------------------|--------------------|-------------|
| 変更前              | 変更後                |             |
| 西村山郡河北町谷地字真木30番地 | 西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 | 平成21. 3. 23 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
社会福祉法人河北町社会福祉協議会指定訪問介護事業所  
西村山郡河北町谷地甲2325番地の2
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地       |                    | 変更年月日       |
|------------------|--------------------|-------------|
| 変更前              | 変更後                |             |
| 西村山郡河北町谷地字真木30番地 | 西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 | 平成21. 3. 23 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
北のかがやき  
酒田市漆曾根字腰廻34番地
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称        |        | 変更年月日      |
|------------------|--------|------------|
| 変更前              | 変更後    |            |
| 北のかがやき介護サービスセンター | 北のかがやき | 平成21. 4. 1 |

**山形県告示第559号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成21年5月19日次のとおり通知があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 事 件  
夏季一時金等の要求に関する件
- 2 期 間  
平成21年6月1日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

|                                        |                    |
|----------------------------------------|--------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院                   | 鶴岡市文園町9番34号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>本部                       | 同 文園町9番3号          |
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな            | 同 日枝海老島159番1号      |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック                | 同                  |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立リハビリテーション病院          | 同 上山添字神明前38番地      |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所                  | 同 大山二丁目26番3号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所                  | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば              | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立病院附属クリニック              | 同 文園町11番3号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>サポートセンターあさひ              | 同 熊出字日鍵31番3号       |
| 医療法人健友会<br>本間病院                        | 酒田市中町三丁目5番23号      |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                | 同                  |
| 医療法人健友会<br>地域包括支援センターなかまち              | 同                  |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                      | 同 中町三丁目4番12号       |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき              | 同 中町三丁目3番18号       |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援センター              | 同 中町三丁目5番23号       |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」            | 同 中町三丁目3番18号       |
| 医療法人山容会<br>山容病院                        | 同 高砂二丁目1番64号       |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院         | 同 あきほ町30番地         |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター | 同 千石町二丁目3番20号      |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                | 山形市沖町79番1号         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院             | 同 東原町一丁目12番26号     |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                   | 同 桜町7番44号          |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所            | 東村山郡中山町大字長崎3034番地  |
| 医療法人社団松柏会                              |                    |

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス | 山形市桜町4番10号      |
| 医療法人社団松柏会         |                 |
| 桜町わかばクリニック        | 同               |
| 医療法人社団松柏会         |                 |
| 至誠堂ヘルパーステーション     | 同               |
| 医療法人社団松柏会         |                 |
| 地域包括支援センターかがやき    | 同               |
| 医療法人社団松柏会         |                 |
| 至誠堂とかみクリニック       | 同 富神前48番5号      |
| 医療法人篠田好生会         |                 |
| 篠田総合病院            | 同 桜町2番68号       |
| 医療法人篠田好生会         |                 |
| 千歳篠田病院            | 同 長町二丁目10番56号   |
| 医療法人篠田好生会         |                 |
| 天童温泉篠田病院          | 天童市鎌田一丁目7番1号    |
| 医療法人二本松会          |                 |
| 山形さくら町病院          | 山形市桜町2番75号      |
| 医療法人二本松会          |                 |
| 上山病院              | 上山市金谷字下河原1370番地 |

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 黒 坂 峰 昭 | 最上郡鮭川村大字庭月1978番地 |
| 同        | 中 嶋 正 美 | 同 1998番地         |
| 同        | 堀 米 昭 男 | 同 2060番地         |
| 同        | 堀 米 信 一 | 同 170番地          |
| 同        | 堀 米 康 男 | 同 1988番地         |
| 同        | 井 上 秀 一 | 同 1980番地         |
| 同        | 藤 田 智 昭 | 同 2038番地         |
| 監 事      | 井 上 吉 勝 | 同 2330番地         |
| 同        | 中 嶋 正 勝 | 同 2188番地の2       |

|   |      |   |        |
|---|------|---|--------|
| 同 | 井上俊一 | 同 | 2367番地 |
|---|------|---|--------|

**山形県告示第561号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
|----------|------|------------------|
| 理事       | 黒坂峰昭 | 最上郡鮭川村大字庭月1978番地 |
| 同        | 中嶋正美 | 同 1998番地         |
| 同        | 堀米昭男 | 同 2060番地         |
| 同        | 堀米信一 | 同 170番地          |
| 同        | 堀米康男 | 同 1988番地         |
| 同        | 井上秀一 | 同 1980番地         |
| 同        | 藤田智昭 | 同 2038番地         |
| 監事       | 井上吉勝 | 同 2330番地         |
| 同        | 中嶋正勝 | 同 2188番地の2       |
| 同        | 井上俊一 | 同 2367番地         |

**山形県告示第562号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
鮭川村宇津森土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡鮭川村大字庭月1978番地
- 3 認可年月日  
平成21年5月20日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第563号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成21年5月15日から平成22年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

**山形県告示第564号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間  
平成21年6月1日から平成22年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子基準点現地調査作業）

**山形県告示第565号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年6月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 路線名 荒谷原崎線（279号）
- 2 供用開始の区間 天童市大字山元字南前田1246番1から  
同 字北前田347番2まで
- 3 供用開始の期日 平成21年6月1日

**山形県告示第566号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成21年5月29日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成21年5月22日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
高橋英雄 第4052号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

## 公安委員会関係

### 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

山形県公安委員会  
委員長 加藤 有 倫

#### 山形県公安委員会規則第5号

##### 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号及び第15号を1号ずつ繰り上げる。

第3条第2号中「第5条の7」を「第5条の8」に改める。

第5条第2号中「第11条の2第1項及び第2項」を「第11条の2第1項及び第3項、第13条の3第1項及び第3項」に改め、同条第3号中「第11条の2第5項」を「第11条の2第6項」に改める。

第5条中第10号を第12号とし、第8号及び第9号を2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 法第12条の3の規定による報告徴収 報告徴収書（別記様式第21号の2）

(9) 法第12条の3の規定による受診命令 受診等命令書（別記様式第21号の3）

第7条を次のように改める。

（医師の指定）

第7条 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる指定する医師の基準に該当する医師のうちから行うものとする。

| 診断の対象者                                                                       | 指定する医師の基準                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（政令第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師であること |
| 政令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者                                                     | 左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師であること                       |
| 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者                                        | 左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師であること                      |

2 医師の指定期間は3年間とし、再指定を妨げないものとする。

3 医師の指定を行ったときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 指定した日

(2) 指定した医師の氏名

(3) 指定した医師が勤務する医療機関の名称及びその所在地

(4) 当該医師の指定に係る診断の対象者

第7条の次に次の1条を加える。

（告示等）

第8条 次に掲げる告示又は公表は、山形県公報又は山形県のホームページに登載して行うものとする。

(1) 政令第5条の8第2項の規定による公表

(2) 法第26条第1項の規定による告示

(3) 前条第3項の規定による告示

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

別記様式第21号の次に次の2様式を加える。

様式第21号の2（第5条関係）

第 年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

## 報 告 徴 収 書

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、下記のとおり報告を求めます。

記

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 報 告 を 求 め る 理 由 |       |
| 求 め る 報 告 の 内 容 |       |
| 報 告 の 期 限       | 年 月 日 |
| 備 考             |       |

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号の3（第5条関係）

第 号  
年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

## 受診等命令書

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、下記のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。

## 記

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 受診を命ずる理由                  |       |
| 受診する指定医の氏名、勤務する医療機関名及び所在地 |       |
| 報告の期限                     | 年 月 日 |
| 備考                        |       |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 附則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

## 人事委員会関係

## 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

附則第12項の次に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 13 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年5月県条例第48号）第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）附則第18項の規定により読み替えられた、改正後の条例第21条第2項の規定により平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第78条第5項の規定の適用については、同項第1号中「100分の130」とあるのは「100分の120」と、「100分の170」とあるのは「100分の150」と、同項第2号中「100分の60」とあるのは「100分の50」と、「100分の80」とあるのは「100分の70」とする。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

公 告

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地                  | 規格                                                  | 公募戸数 | 区分                 | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|---------------|----------------------|-----------------------------------------------------|------|--------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|               |                      |                                                     |      |                    | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営五十鈴アパート1号   | 山形市大野目二丁目2-52        | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>51.2<br>平方メートル | 1    | 一般用                | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,400 | 26,300                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 3号          | 同 2-46               | 同                                                   | 1    | 同                  | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,400 | 26,300                     |                            |
| 同 馬見ヶ崎アパート2号  | 同 円応寺町21-26          | 3DK                                                 | 1    | 同                  | 18,200          | 21,000                     | 24,000                     | 27,000                     | 30,900 | 35,700                     |                            |
| 同 きたまたちアパート1号 | 同 桜町三丁目2-15          | 同                                                   | 1    | 同                  | 28,100          | 32,400                     | 37,000                     | 41,800                     | 47,700 | 55,100                     |                            |
| 同 東山住宅        | 同 大字十文字6106          | 2DK                                                 | 1    | 特定目的用<br>(身障者用)    | 24,500          | 28,300                     | 32,400                     | 36,500                     | 41,800 | 48,200                     |                            |
| 同 土屋倉アパート3号   | 同 上山市美咲町二丁目3         | 3DK                                                 | 2    | 一般用                | 13,900          | 16,000                     | 18,300                     | 20,700                     | 23,600 | 27,300                     |                            |
| 同 鷲ヶ袋アパート1号   | 同 旭町二丁目7-1           | 同                                                   | 1    | 同                  | 13,400          | 15,500                     | 17,800                     | 20,000                     | 22,900 | 26,400                     |                            |
| 同 天童駅西アパート2号  | 同 天童市駅西二丁目2-30       | 同                                                   | 1    | 同                  | 19,600          | 22,700                     | 25,900                     | 29,200                     | 33,400 | 38,500                     |                            |
| 同 近江アパート1号    | 同 東村山郡山辺町近江1-1       | 同                                                   | 1    | 同                  | 18,500          | 21,300                     | 24,400                     | 27,500                     | 31,400 | 36,300                     |                            |
| 同 3号          | 同                    | 同                                                   | 1    | 同                  | 19,300          | 22,300                     | 25,500                     | 28,800                     | 32,900 | 38,000                     |                            |
| 同 中原アパート2号    | 同 中山町大字長崎881-2       | 2DK                                                 | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 17,600          | 20,300                     | 23,200                     | 26,200                     | 29,900 | 34,500                     | 单身可                        |
| 同 長崎アパート      | 同 中山町大字長崎8035-205    | 3DK                                                 | 1    | 一般用                | 16,400          | 19,000                     | 21,700                     | 24,500                     | 28,000 | 32,300                     |                            |
| 同 谷地アパート1号    | 同 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1 | 同                                                   | 1    | 同                  | 14,900          | 17,200                     | 19,600                     | 22,100                     | 25,300 | 29,200                     |                            |
| 同 2号          | 同                    | 同                                                   | 1    | 同                  | 21,900          | 25,300                     | 28,900                     | 32,600                     | 37,300 | 43,000                     |                            |

|                 |                               |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|-----------------|-------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 楯岡アパー<br>ト    | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 13,400 | 15,500 | 17,800 | 20,000 | 22,900 | 26,400 |  |
| 同 東根中央ア<br>パー1号 | 東根市中央四丁<br>目3-2               | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,600 | 32,700 | 37,700 |  |
| 同 大石田アパ<br>ー1号  | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,700 | 17,000 | 19,400 | 21,900 | 25,100 | 28,900 |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年6月3日～同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM6:00）（ただし、郵送の場合は平成21年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成21年8月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 金数          | 摘要          |                                    |
|---------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|               |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アパ<br>ート | 新庄市金沢1612<br>-3 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,400<br>円             | 15,400<br>円                        | 17,700<br>円                        | 19,900<br>円                        | 25,200<br>円 | 28,500<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年6月1日（月）～同月5日（金）まで（ただし、郵送の場合は平成21年6月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成21年7月（中旬）

平成21年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成21年 5月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成21年 6月19日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間（各日午前9時から午後4時45分までとする。）
- 3 会場及び展示内容

| 教科書センター 所在地・名称                   | 展示する教科書の区分                   |
|----------------------------------|------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター   | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター     | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 上市市元城内5番5号<br>上市市立上山小学校          | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所  | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター     | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 新庄市金沢字大道上2034番地<br>山形県最上教育事務所    | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 米沢市金池三丁目1番55号<br>米沢市教育研究所        | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所      | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号<br>山形県庄内教育事務所 | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 酒田市中町一丁目4番10号<br>酒田市役所中町庁舎内      | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |

山形県青年の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成21年 5月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県青年の家
  - (2) 所在地 天童市小路一丁目7番8号
- 2 指定の期間  
平成22年 4月1日から平成25年 3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各法人等についても、応募資格の要件を満たすこと。
  - (1) 県内に主たる事務所を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。



- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成21年6月1日（月）から同年7月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所
    - イ 山形県教育庁教育やまがた振興課社会教育施設担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3126
    - ロ 山形県青年の家  
郵便番号994-0032 天童市小路一丁目7番8号 電話番号023-654-4545なお、山形県のホームページの教育庁教育やまがた振興課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成21年6月1日（月）から同年7月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
  - (2) 受付方法 4の(2)イに掲げる場所に持参又は郵送すること。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)イに掲げる担当に行うこと。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成21年5月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県体育館及び山形県武道館
  - (2) 所在地 山形市霞城町1番2号
- 2 指定の期間  
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各法人等についても、応募資格の要件を満たすこと。
  - (1) 県内に主たる事務所を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場

合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成21年6月1日（月）から同年7月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 配布場所

イ 山形県教育庁スポーツ保健課 庶務担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2561

ロ 山形県体育館

郵便番号990-0826 山形市霞城町1番2号 電話番号023-644-5656

なお、山形県のホームページの教育庁スポーツ保健課のページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成21年6月1日（月）から同年7月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2) 受付方法 4の(2)イに掲げる場所に持参又は郵送すること。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)イに掲げる担当に行うこと。